



地震と津波 大規模災害に備えて ～有明小で地震津波対応避難訓練～

1月18日（月）、有明小学校で、児童など約200人が参加して、地震と津波の発生を想定した避難訓練が実施されました。訓練では、まず地震の発生により運動場に避難し、次に津波の発生により運動場に設置してある防災サイレンが鳴ったため、避難所である体育館へ避難しました。この訓練は毎年実施されていて、地震と津波が発生した場合のすみやかな対応や避難方法などを確認しています。



ノートなどで頭をかばいながら、運動場へ避難しました。

荒尾にきなっせ！ 魅力を伝えます ～荒尾市観光キャンペーンキャラバン～



キャラクターも参加しました。荒尾のよかとこをしっかりとアピールしていきます！

1月25日（月）、市役所玄関前駐車場で、「第13回荒尾市観光キャンペーンキャラバン隊結団式」が開催されました。
このキャンペーンは、九州各県の市役所、テレビ局などを訪問し、荒尾市の観光PRを行い、知名度を向上させることを目的としています。
キャンペーンは2月4日（木）佐賀・長崎を皮切りに、2月22日（月）まで行われます。

荒尾の「まちづくり」を改めて考える ～第5回元気づくり交流会～

1月31日（日）、文化センター小ホールで行われ、約100人の参加者が交流を深めました。2部構成で行われ、第1部では6つの元気づくり委員会が活動報告を行い、第2部では有限会社トトハウス代表取締役の前田芳男さんによる「いきいきとしたまちづくり～私たちのまちは私たちでつくろ～」と題した講演が行われました。参加者はこれからの荒尾のまちづくりについて、考えを一層深めていました。



↑真剣に聞き入る参加者。会場内にはそれぞれの元気づくり委員会の取組も掲示されました。

具体的な先進事例を交え、一歩進んだ住民自治を目指す視点での講演でした！



平成 22 年度から 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人の医療費などに充てられる大切な財源です。しかし、医療費は毎年増加していて、本市の国民健康保険特別会計は、平成 17 年度から単年度の支出が収入を上回り、繰越金や基金（国民健康保険特別会計の貯金）を取り崩し

て対応している状況です。

また、今後も医療費の増加が予測されるため、平成 22 年度の国民健康保険税の税率を下の表のとおりに改定することになりました。ご理解とご協力をお願いします。

※医療費の状況や税の計算方法は今回の『国保だより』をご覧ください。

◆改定前

区分	医 療 分	後期高齢者支援金等分	介 護 分
所得割	(前年中の所得 -33 万円) × 6.8%	(前年中の所得 -33 万円) × 3.0%	(前年中の所得 -33 万円) × 1.15%
均等割	被保険者の人数 × 19,500 円	被保険者の人数 × 6,500 円	被保険者の人数 × 4,800 円
世帯割	1 世帯当たり 20,000 円	1 世帯当たり 7,300 円	1 世帯当たり 3,200 円

◆改定後

区分	医 療 分	後期高齢者支援金等分	介 護 分
所得割	(前年中の所得 -33 万円) × 7.8%	(前年中の所得 -33 万円) × 3.0%	(前年中の所得 -33 万円) × 1.90%
均等割	被保険者の人数 × 20,000 円	被保険者の人数 × 6,500 円	被保険者の人数 × 7,400 円
世帯割	1 世帯当たり 21,000 円	1 世帯当たり 7,300 円	1 世帯当たり 4,800 円

※医 療 分…医療や保健事業に充てられる分で、国民健康保険に加入している人すべてが対象です。

※後期高齢者

支援金等分…後期高齢者医療制度を支える支援金に充てられる分で、国民健康保険に加入している人すべてが対象です。今回この分の変更はありません。

※介 護 分…介護保険の費用に充てられる分で、40 歳以上 65 歳未満の加入者が対象です。

【問】

健康生活課 ☎ 63-1327

税務課 ☎ 63-1342

忘れていませんか？ 軽自動車などの廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録中の軽自動車などに課せられます。次のような人は手続きをしないと 22 年度も課税されることになります。

- ◆使用しない車に標識を付けたまま庭先などに放置している人
- ◆車をスクラップにして解体業者などに売られた人
- ◆交通事故などにより使用不要になった車の所有者
- ◆盗難で車をなくした人

※使用者が原動機付自転車を持って市外へ転出するときは、標識（ナンバープレート）の「返納の手続き」を行ってください。

※住居を荒尾市に移した人は「登録替えの手続き」、軽自動車などを譲った人や相続した人は「名義変更の手続き」を行ってください。

※22年度軽自動車税の納税通知書は 5 月上旬に発送予定です。

※身体障がい者の人などの 22 年度軽自動車税の減免申請は広報の5月1日号でご案内します。

【問】税務課 ☎ 63-1329

◆手続きの方法など

種 別	手続き場所など	
原動機付自転車 (125cc 以下のバイク＝ミニカーを含む) 農耕作業用自動車 (市町村での標識交付分) 小型特殊自動車 (市町村での標識交付分)	◆市民課①～⑥番窓口 ☎ 63-1302 新規…販売証明書が譲渡証明書と認印 廃 車…ナンバープレートと認印 名義変更…譲渡証明書と認印 車体変更…販売証明書が譲渡証明書と認印 ※窓口に来られた人の本人確認書類の提示が必要です。	
軽四輪乗用 軽四輪貨物 軽三輪	軽自動車検査協会 熊本事務所 ☎ 096-369-5979	必要なもの ●印鑑 ●住民票 ●ナンバープレート ●車検証 など ※詳しくは左記にそれぞれお問い合わせください。
軽二輪 (125cc 超～250cc 以下)	熊本県軽自動車協会 ☎ 096-369-7920	
自動二輪 (250cc 超) 新小型特殊自動車 (県での標識交付分)	九州運輸局熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086	